第四千百十号

平成 二十八年 二月十五日 二十八年

道路の供用の開始. 道路の区域の変更 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生...... 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生..... 示

告

目

次

示

告

青森県告示第九十二号

の規定により公示する。 要件に適合すると認めたので、 の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) 第百八条第二項の規定により次 同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項

平成二十八年二月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

スラース 区
大畑町区域大畑町区域域の登が行うの地域の大畑町区域が関連に関連があって、甲のの手が行うのでは、東京の地域があった。東京の地域があった。
の者 で 定 だ で こ 置 に 治 に 治 に 治 に 治 に 治 に 治 に う に う に う に う
,,,,,, o -

むつ市大畑町正津川平一の むつ市大畑町正津川八四

除く区域 甲のの地区を を

(水産振興課) ...

同 路 同

· ::

青森県告示第九十三号

道

課) :

:

四項の規定により公示する。 する要件に適合すると認めたので、 により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) 第百二十五条の六第一項の規定 同条第三項において準用する同法第百五条の二第

平成二十八年二月十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

治	春夫	口 日			0	青森市大字久栗坂字山辺一〇	字山	棄坂	字力	市	青森
青森市第七加入区	徳治	堤	_	六の		青森市大字久栗坂字浜田一〇三六の二	字浜	栗坂	字	市	青森
幸	忠幸	山崎				八	日気の	青森市造道一丁目五の八	道	市	青
青森市第四加入区	貞	斉藤				の 八	自	青森市八重田二丁目四の八	重	市八	青森
保	善保	近藤				0 =	二 六	青森市合浦二丁目一六の三	浦	市	青森
正青森市第三加入区	光 正	工藤				青森市港町三丁目一の一四	. <u>-</u>	一		市	青森
加入区の名称	称)	名 (名称)	氏	び	及	所	住	人の		起	発

杉本

賢一

むつ市大畑町大畑道三の二

むつ市大畑町二枚橋三

兀

杉本

勲

業の者が行う漁 底建網漁業で

業の者が行う漁をは、 との者が行う漁

古村

光春

松本

順一

青森県告示第九十五号

青森県告示第九十四号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年三月十四日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

1	1	番図号面
県道		種道路類の
HI.	山田線 線 代町	
つがる市森田町下相野野田三八〇までつがる市木造若宮一四の五から		変更の
		X
		間
後	前	前変 後更 別の
	_ 六六 ・・	敷地
四〇メートルまで	四〇メートルまで	の幅員
〇メートルま	ート ル ま か	の 幅

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年三月十四日まで青森県県土整備

平成二十八年二月十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

山田線県道稲盛千代町 路 線 名 つがる市木造若宮一四の五から つがる市森田町下相野野田三八〇まで 供 用 開 始 の X 間 平成六 の供 期 期 開 <u>-</u> 日始 Ħ.

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭

毎週月・水・金曜日発行